

(三)内容—白山宮莊嚴講中記録は、通常承元三年以後弘治二年に至る間に順次書次がれた記録、又はその謄寫なるが如くに解せられてゐる。しかし、詳かに内容を研察すれば、後世に編纂せられた稿本であることが知られる。それは本書の巻首に『承元以前日記紛失畢。承元二年以後撰集一紙二紙記録、追類之。雖自往代一被始行、依記録紛失不能記之。』とあつて、文意稍難解であるが、承元以前は全然記録の徴すべきものなく、承元二年以後(本文は承元三年に初る)は現に残存する斷簡零墨を以て追次した。爾後毎年の叙事を試みんと欲したが、資料缺乏の爲に詳記するを得ぬといふのであらう。本書の後に記録せられたものである證據は前記の外にいくらかもある。第一、凡べて同筆であるのみならず、康永三年乃至正平七年の反古を使つてそれより古い事を書いてあるから、書次ぎではない。第二、延文元年は三月廿八日改元であるのに、三月十九日の條に新年號を用ひてゐる。第三、年次に隨うて前後の記事を書いた後、更にその中間に入るべき事實を發見して行間に記した所があるから、原本の謄寫でもない。第四、記事の順序を誤り、嘉祿三年十月十六日の次に同年四月廿七日の事件を記し、天福二年八月十九日の次に同年七月十三日の事を叙してゐる。第五、諸所に多くの餘白を存して、追記に便じた形跡がある。思ふに本書延徳三年の條に五十一年後注之とあつて、それが天文十一年に當ることによつて、その頃の編纂に係るものと斷ずることができる。最後に天文十年の次に、天文廿三年・弘治元年・天文十七年と順序の亂れた記事があるが、

この三條だけは追記と見たい。

(四)筆者—本書の筆者は不明である。越登賀三州志に白山八幡院の住侶常勝坊守選であるとするのは誤である。守選の名は本書の末條に見えるが、『天文十年六月十一日大己貴社新立有之。同廿八日假棟上以本願之懇志成就已畢。本願白山八幡院住侶常勝坊守選。少聖行所方大藏(坊)光兼。』とあつて、本願以下守選までが一行になつてゐるのを、本書を書いた本願だとも解したものでない。

シラヤマヒメジンジャ 白山比咩神社

(一)白山本宮—白山比咩神社は白山嶺上に對する前殿であり、本宮でもある。之を下白山といふたのも同じ意味である。社傳によれば、初は船岡山に在つたが、靈龜二年手取川の涯、今の安久瀨の杜即ち古宮と稱する地に移したとあるが、この事は確實な證據がない。蓋し永正年間に書かれた白山禪頂私記に、靈龜二年泰澄下白山舟岡の邊り妙法の石室に入つて靈驗を祈つたところ、夢中に白馬に跨つた貴女が和尚に見えたといひ、次に養老元年貴女また形を現して、吾は安久瀨に棲むものだとあるから起つた臆説で、社地は初めから安久瀨の杜にあつたとする説を正すとすべく、加賀國式内等舊社記にも『河内庄白山古宮地往古以來鎮座』というてゐる。白山記には、元正天皇養老三年七月三日始めて託宣があつたといふが、託宣の内容は傳はらぬ。淳和天皇の天長九年に三方の馬場が開かれた。これ即ち加賀馬場白山寺・越前馬場平泉寺・美濃馬場長瀧寺で、三方の山麓に各寺院を置いたのである。三方馬場から各禪定道があつたの嶺上に至るを得る。白山記に、加賀馬場は本

馬場であるから、嶺上三所權現の寶殿は、初め加賀馬場の造營する所であつたが、後越前馬場の請により、別山寶殿の造築のみ彼に分擔せしめることにした。是を以て三馬場の徒嶺上に遷進する時は、加賀馬場の先達が開扉の事を掌り、一山の進退、諸事の沙汰皆加賀馬場による。又仁明天皇嘉祥元年に至つて、勅命により白山本宮の神殿佛閣を造立し、苑田・神田・講田を奉り、以て鎮護國家の壇場と定められた。白山本宮は三十三年毎に一たび改築し、國司重任の功を募つて之を營んだと記される。これよりしてその神威の赫々としてゐること、源平盛衰記壽永二年閏十月、木曾義仲の従士加賀の人倉光三郎兼光が備前藤野寺に於いて、妖尾太郎兼康に誘殺せられたことを書いた條に、兼光が『昔より馬の鼻もむかぬ白山權現』の神領その他を没倒した應報であると書いてゐるによつても一端を窺はれる。

(二)神主職—白山本宮の神主職は、初め守部・棟(棟部カ)二氏之に當つたが、一條天皇寛弘以來上道氏が多く補せられた。然るに上道氏春他界の後、康永四年八月に至り、寺社の評定に依り社官の一職を以て神主職に定めることとなり、上道氏がその地位を獨占するを得ぬことになつた。併し是より以前に他の氏から出た者がないではない。嘉祿二年十一月十四日米永大夫氏澄が神主職となり、三年四月廿七日大桑讚岐次郎光行のその讓を受けたのは一例である。米永氏は上道氏の分派であるが、大桑氏は富樫氏の支流なのである。又文保三年白山遷宮の條に大宮司水島又五郎があり、元亨二年十一月十六日祭禮の時神主職の爭論によつて、神主守部盛朝が上道氏助に

殺され、延文二年十一月十六日の白山遷宮記には大宮司水島備前三守守信がある。かくて屢神主職に關する紛議があつた爲、康平四年の規定が生まれたものと見える。それでも依然上道氏の人が多かつたが、後には上道氏を西神主といふに對して、建部氏が東神主として同列に居ることになつた。この西神主の滅亡したことは、三垂聞書に寛永十四年金澤の武家に仕へた男が女を伴うて神主兵部大夫方に隠れ、遂にその女を殺害して己も自害したので、死穢を受けたと見えて神主も程なく病死斷絶したと記され、それより以後は建部氏のみが神主となり、以て明治に至つた。越登賀三州志に、白山の神主職は守部氏、その後水島氏、今建部氏とあるが、加賀志徴には、必ずしもかくの如く變遷したものでなく、水島・守部・大桑・上道・建部などから出たのが、後に建部氏のみになつたと論じてゐる。

(三)攝社—白山比咩神社境内の攝社には、荒御前・精神・瀧宮があつた。境外攝社には石川郡馬場谷の岩神、同郡舟岡平等寺の三戸明神、同郡宮尻の岩坂、同郡井口の弓原、能美郡山内庄廣瀬の志津原明神、同郡和佐谷の不動天、能登珠洲郡の高倉、同郡雲津の白山、越後能生の白山があつた。又本宮の王子管屬の神には、石川郡大野庄の佐那武、同郡小河の小白山、同郡三宮の三宮、同郡八幡の八幡宮及び春日社、同郡鶴來の金劍宮、同郡日御子の火御子宮、能美郡岩本の岩本宮、江沼郡の管生社があり、この中金劍山・岩本三宮は本宮と共に本宮四社と稱せられるものでもあつた。又中宮三社と言はれる中宮・佐羅・別宮は攝社ではないにしても、矢張り本宮の勢力下